

「従業員の頑張りに応えたい」 その気持ち、税制が応援します

人材確保や
モチベーション向上のために
賃上げしたいけど、
業績がどうなるか不安…



中小企業向け賃上げ促進税制

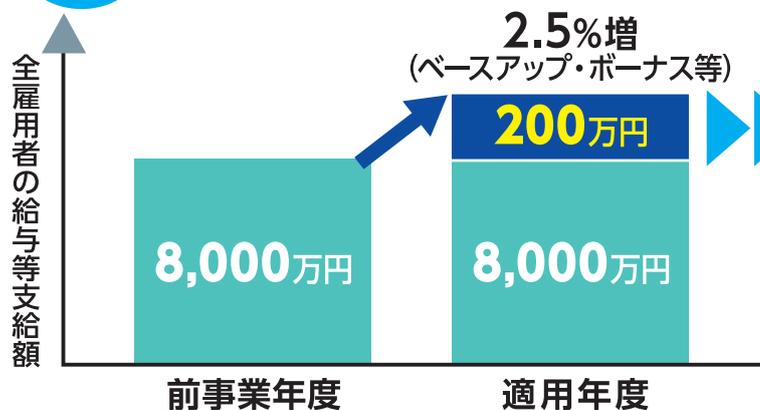
「中小企業向け賃上げ促進税制」とは

中小企業者等が、雇用者への給与等支給額を前事業年度と比べて増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度

例えば

給与等支給額を2.5%増やした場合

※ 給与等支給額増加分(200万円)
×税額控除率(最大35%)



最大70万円
の減税!



「中小企業向け賃上げ促進税制」の概要 (※1)

対象：資本金1億円以下の中小企業者等

	内容	税額控除率
要件	全雇用者の給与等支給額が 対前年度と比べて+1.5%以上増加	15% or 30%
	全雇用者の給与等支給額が 対前年度と比べて+2.5%以上増加	
上乗せ措置 (両立支援等)	「くるみん以上」または「えるぼし二段階目以上」 の認定を受けた企業 (※2)	+ 控除率を 5%上乗せ

(※1) 適用期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの間に開始される事業年度
(個人事業主の場合は2027年分が対象)

(※2) プラチナくるみん認定 (プラチナくるみんプラス認定を含む) またはプラチナえるぼし認定 (プラチナえるぼしプラス認定を含む) については、適用事業年度終了の時ににおいて認定を取得している場合が対象。くるみん認定 (くるみんプラス認定を含む) またはえるぼし認定 (二段階目～三段階目 (各段階において、えるぼしプラス認定を含む)) については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。

賃金増加分の
最大35%を減税!

(控除上限は法人税額等の20%)

さらに!

賃上げを実施した年度に減税を受けられなかった場合…

5年間の繰越が可能です!

詳細は裏面に ▶▶▶

制度に関する
省庁のHP

中小企業向け
賃上げ促進税制
(中小企業庁)



くるみん認定
(厚生労働省)



えるぼし認定
(厚生労働省)



減税額を翌年以降に繰り越せます!!

例えば

給与等支給額を200万円増加
(対前年比2.5%増の賃上げ)を実施

本来なら**最大70万円の減税**
が受けられるはず…

ケース1 今期が赤字の場合

▶ 法人税額が0円のため、賃上げしても減税が受けられない。

ケース2 繰越欠損金が残っている場合

▶ 今期の当期純利益を前期までの繰越欠損金と相殺し、課税所得がない場合、法人税額は0円になるため、賃上げしても減税が受けられない。

ケース3 控除上限で控除しきれなかった場合

▶ 例えば、法人税額が100万円だった場合、控除できる額は20万円※となり、差額の50万円は税制が適用できず、減税額が限定されてしまう。

(※) 法人税額 100万円 × 控除上限 20%

繰越控除措置を使えば、賃上げを実施した年度に減税しきれなかった金額を最長5年間繰越可能!!

※繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能
※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において明細書の提出が必要。
(発生した年度だけでなく、2年目以降に繰り越す場合や、黒字となり繰越控除を行う場合も、明細書の添付が必要)

よくある
質問



賃上げをしたけど、退職者が出て、給与等支給額が要件を満たさなかった場合、中小企業向け賃上げ促進税制は使えないの？



「全雇用者の給与等支給額」が要件となっているため中小企業向け賃上げ促進税制は使えませんが、「継続雇用者の給与等支給額」の要件を満たせば、**中堅企業向け**の賃上げ促進税制が活用できます。

※中堅企業向けの賃上げ促進税制には繰越控除措置はありません。

※中堅企業向けの賃上げ促進税制においても、税額控除額の計算は「全雇用者の給与等支給額」で行います。

「中堅企業向け賃上げ促進税制」の概要

対象：従業員数2,000人以下の企業 (※)

(※) 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業はマルチステークホルダー方針の公表およびその旨の届出が必要

	内容	税額控除率
要件	継続雇用者の給与等支給額が対前年度と比べて+4%以上増加	10%
	継続雇用者の給与等支給額が対前年度と比べて+5%以上増加	or 15%
	継続雇用者の給与等支給額が対前年度と比べて+6%以上増加	or 25%

※両立支援等に係る上乗せ措置 (+5%)

2026年度末まで
適用可能!

制度の詳細
については
こちらをご覧
ください



中堅企業向け
賃上げ促進税制
(経済産業省HP)

賃金増加分の
最大30%を税額控除
(控除上限は法人税額等の20%)

賃上げ促進税制に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

賃上げ促進税制の適用など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商工会議所

賃上げに向けた経営改善の相談や専門家派遣等を実施しております。詳しくは地域の商工会議所(右記)までお問い合わせください。

